

諮問日：平成30年2月7日（平成29年度（最情）諮問第80号）

答申日：平成30年8月24日（平成30年度（最情）答申第26号）

件名：選択型実務修習における自己開拓プログラムの審査結果の一部開示の判断
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「選択型実務修習における自己開発プログラムの内容が分かる文書（新第64期，新第65期，第67期及び第68期分）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，別紙記載の各文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年11月20日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 平成23年12月15日付け司研企第002938号事務局長通知「平成22年度11月期（新第64期）司法修習生の選択型実務修習における自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等について」（以下「局長通知」という。）が作成されているため，原判断において不開示とされた記載部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち自己開拓プログラムの修習先の名称等は不開示情報ではないといえる。
- 2 本件不開示部分について，本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条2号及び6号に定める不開示情報に相当するか

どうか不明である。

- 3 局長通知は本件開示申出文書に該当するものであり、新65期、67期及び68期についても同趣旨の文書が存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書は、①各配属庁会からの報告書の本文、②別紙である自己開拓プログラム審査結果報告書及び③司法修習生から提出された自己開拓プログラム申出書（申請書）によって構成されている。

これらのうち①報告書の本文には、報告書を提出した裁判所の庁名、修習地等が、②別紙である自己開拓プログラム審査結果報告書には、報告書を提出した裁判所の庁名、修習地、承認・不承認の別、修習生氏名、修習先、特記事項等が、③司法修習生から提出された自己開拓プログラム申出書（申請書）には、報告書を提出した裁判所の庁名、申出書提出先名、修習生氏名、班、修習生の印影、配属弁護士会、修習期間、修習先の名称・代表者・住所・電話番号・担当者の役職及び氏名、修習の目的、修習の内容、承認・不承認の別、不承認の理由、裁判所の受付印等が記載されており、これらの情報は、いずれも法5条1号に規定する不開示情報に相当する。また、本件対象文書が修習地ごとに作成されているため、これらの情報のうちいずれかを明らかにすると、修習地の特定に結びつき、他の情報と組み合わせることにより修習生が特定されるおそれがあるため、部分開示は不相当である。

なお、局長通知には、修習先の情報が抽象化された形で記載されるにとどまり、本件対象文書中の個別具体的な情報とは異なるから、原判断に影響を及ぼすものではない。

- 2 本件不開示部分のうち法人等の印影部分は、これを公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに規定する不開示情報にも相当する。

また、本件不開示部分のうち公表されていないファクシミリ番号の記載部分

は、これを公にすることにより、職務に関係のないファクシミリの送信によって職務に必要な連絡に支障を来すなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号に規定する不開示情報にも相当する。

- 3 局長通知には、具体的な修習期間や修習の目的及び内容等は記載されておらず、承認された修習先と不承認とされた修習先の情報が抽象化された形で記載されるにとどまっているから、局長通知は本件開示申出文書に該当しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| ① | 平成30年2月7日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月21日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年3月23日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年5月17日 | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同月24日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ⑦ | 同月25日 | 審議 |
| ⑧ | 同年7月20日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、①各配属庁会からの報告書の本文、②別紙である自己開拓プログラム審査結果報告書及び③司法修習生から提出された自己開拓プログラム申出書（申請書）によって構成されており、本件不開示部分は、①各配属庁会からの報告書の本文のうち報告書を提出した裁判所の庁名、修習地等、②別紙である自己開拓プログラム審査結果報告書のうち報告書を提出した裁判所の庁名、修習地、承認・不承認の別、修習生氏名、修習先、特記事項等、③司法修習生から提出された自己開拓プログラム申出書（申請書）のうち報告書を提出した裁判所の庁名、申出書提出先名、修習生氏名、班、修習生の印影、配属弁護士会、修習期間、修習先の名称・代表者・住所・電話番

号・担当者の役職及び氏名，修習の目的，修習の内容，承認・不承認の別，不承認の理由，裁判所の受付印等であることが認められる。

このような記載（印影部分を含む。）の内容に照らせば，本件不開示部分は法5条1号に規定する個人識別情報と認められる。苦情申出人は，局長通知を挙げて，自己開拓プログラムの修習先の名称等は不開示情報ではないと主張するが，局長通知の記載内容は承認又は不承認とされた修習先の例示としての抽象的なものにとどまることからすれば，本件対象文書に記載又は押捺がされた個別具体的な修習先の名称等が慣行として公にされているとは認められず，かつ，同号ただし書口及びハに掲げる情報に相当する事情も認められない。

また，本件不開示部分については，本件対象文書が修習地ごとに作成されているため，その一部を明らかにすると修習生が特定されるおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず，取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

したがって，本件不開示部分は，同条2号イ及び6号の該当性について判断するまでもなく，同条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 苦情申出人は，局長通知は本件開示申出文書に該当するものであり，新65期，67期及び68期についても同趣旨の文書が存在するなど主張する。しかし，局長通知の記載内容は承認又は不承認とされた修習先の例示としての抽象的なものにとどまることに照らせば，本件開示申出文書に該当しないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか，最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

3 以上のとおりであるから，原判断については，本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められ，また，最高裁判所において本件

対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 選択型実務修習における自己開拓プログラムの審査結果について（新第64期分）
- 2 選択型実務修習における自己開拓プログラムの審査結果について（新第65期分）
- 3 選択型実務修習における自己開拓プログラムの審査結果について（第67期分）
- 4 選択型実務修習における自己開拓プログラムの審査結果について（第68期分）